

## 2014年度予算に対する代表質問

かわせみクラブ 竹村雅夫

こんにちは。代表質問の一番手をつとめさせていただきます、かわせみクラブの竹村雅夫です。たいへん僥越ではありますが、どうかご容赦いただきたいと思います。

さて、鈴木市長が入院中でありますため、やや異例な形にはなりますが、市長の一日も早いご回復を祈りつつ、代表質問を始めさせていただきます。

### (要旨1) 市政運営の基本的な方向性について

まず、市政運営の基本的な方向性について、何点かうかがいます。

「市政への信頼回復」を重要なテーマとしてスタートした鈴木市政も、いよいよ折り返し点にさしかかりました。

「総合計画」に代わる「市政運営の総合指針2016」も示され、これからはまさに鈴木市長の理念を具現化される時です。

私たち「かわせみクラブ」も、基本的にこの間の鈴木市長の市政運営の基本的な方向性を支持し、支えていきたいと思えます。

「市政への信頼回復」にかかわって。海老根前市長への告発は不受理となったが、善行土地取得問題については今後どのように対応するか。

そこでまず、「市政への信頼回復」についてうかがいます。

今年の1月21日、横浜地方検察庁は、藤沢市が行った「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する関係者の刑事告発」に対して、「不起訴」処分とすることを藤沢市に通知しました。

もちろん、その理由はあくまで「嫌疑不十分」というものであって、市民の皆さんの政治不信を十分に払拭しうるものではありません。

司法判断である以上、この結果について「市としては受け止めたい」という立場はやむを得ないと考えますが、この結果をふまえて、あらためて「市政への信頼回復」に向けてどのように対応されるか、うかがいます。

市長の良い意味のリーダーシップを堅持しつつ、地域の市民や現場の職員の創意を引き出すボトムアップ型の政策展開が重要ではないか。

また、「政治不信」のもうひとつの要因であった、「政治手法」についてうかがいます。いま政治の世界では、「劇場型」や「トップダウン政治」がもてはやされる風潮があるのかもしれませんが。

それらが一定の評価を得る背景には、従来の政治のあり方に対する不信があることも事実です。ですから、市民にわかりやすい情報の発信や、良い意味でのリーダーシップを否定するつもりは、決してありません。

しかしその一方、独断的なトップダウンによって政治が大きく混乱するさまも、私たちは目の当たりにしてきました。

２年前、藤沢で市民のみなさんが行った選択は、時流とはまったく逆のものでした。地道ではあるけれど、堅実な、そして話し合いを積み上げていく政治をめざした鈴木市長を選択したのです。

鈴木市長が誕生した直後、ある職員の方がこんなことをおっしゃっていました。

「今までは、前の市長を批判していれば良かった。でも、これからは、現場の私たち自身が問われるのだ」

まさにその通りだと思います。職員のみなさんだけではありません。私たち議会も、問われているのだと思います。

市民のみなさんも、職員のみなさんも、現場でさまざまな問題にとりくむからこそ、課題に気づき、問題意識を持っています。

ぜひその声を吸い上げ、ともに藤沢を作り出していく。そのコンダクターとしての役割を、私たちはぜひ鈴木市長に期待したいと思います。

良い意味のリーダーシップを堅持しつつ、市民や職員の創意を引き出すボトムアップ型の政策展開が重要と考えますが、お考えをうかがいます。

今年度の税収増の要因をどうとらえるか。

さて、２０１４年度当初予算は、一般会計では本市始まって以来の１３００億円を超える積極型予算となりました。

市民の安全安心や利便性向上、未来を担う子どもたちの教育に対する投資、社会福祉の充実など、いずれも市民生活にとって重要な事業であり、ぜひ効果のある施策としていただきたいと思います。

しかし一方、新庁舎整備にかかわる事業費が６８億円増となるなど、市民ワークショップでの意見を反映させたものとはいえ、十分な論議が必要となる課題も散見されます。

予算案に対する詳細は、今後の予算委員会での論議に譲りたいと思いますが、ここでは積極型予算の前提となる、歳入にかかわってうかがいます。

積極型予算を可能とした背景には、２０１３年度における税収増がありますが、問題はこの税収増の内容をいかに見極めるかだと考えます。

一時的な変動要因の多いものであれば、今後、安定的な市政の運営には困難をきたします。当然、それらを十分ふまえた上での予算編成であると考えますが、２０１３年度の税収増の要因について、うかがいます。

長期的な公共施設の改修・改築が今後の重要課題。このことについての方針は。

一方、長期的な展望に立った事業計画も、重要と考えます。

過日とりまとめられた「藤沢市公共施設再整備基本方針」によれば、藤沢市が保有する公共施設の半数近くは築３０年を越え、今後、次々と施設更新を迎えるとされています。これは、今後の市政の非常に重要な課題です。

昨今の状況を考えれば、単に改築ということだけではなく、その機能の見直しや再配置、あるいは施設の複合化など、施設のあり方の抜本的な論議も必要となると考えます。

これら公共施設の長期的な改修・改築と、複合化を進めるにあたっての基本的な方針についてうかがいます。

#### 「ソーシャル・インクルージョン」の視点について

つぎに、鈴木市長の「人の和や交流によるまちづくり」という視点にかかわって、うかがいます。

今日、「ソーシャル・インクルージョン」という概念が福祉や社会政策の理念をあらわす言葉として使われるようになってきました。

日本語では「社会的包摂」と訳され、「すべての人々を包み込む社会」「誰も排除されない社会」と呼ばれることもあります。

日本では、教育の分野で「インクルーシブ教育」という概念が広まっていますが、ヨーロッパでは教育だけではなく、「貧困」や「多文化共生」などに対する社会政策の理念として、この「ソーシャル・インクルージョン」の概念が使われるようになってきました。

たとえば、「貧困」とは単に経済的な困窮だけではなく、支援の手立てや、支えてくれる人々との繋がりなど、社会資源からも排除されている。そこに、困難があるのだ、というとらえ方です。

「貧困」の問題だけではありません。障がいのある人々、外国につながる人々、高齢者や子どもたち、男性と女性、さらには「男」と「女」の概念では包摂しきれないセクシュアル・マイノリティの方たち……

この藤沢には多様な考えを持ち、さまざまな願いを持つ人々が共に暮らしています。

互いの「違い」を認め合い、その上で共に生きていく。それが「インクルージョン」の意味です。これは、これからの藤沢市にとっても重要な理念ではないでしょうか。

鈴木市長のおっしゃる「人の和」とは、けっして単一性・同質性という意味の「和」ではないはずだと理解しています。

「和音」という言葉があります。異なった旋律が互いに共鳴しあうからこそ、そこに美しいハーモニーが生まれます。それが「和音」の意味です。

ぜひ、鈴木市長には藤沢というオーケストラのコンダクターとして、活躍していただきたいと希望します。

この「インクルーシブな社会づくり」という理念について、見解をうかがいます。

労働法制の趣旨に沿った市役所における非正規労働者の働き方、処遇改善について、市の考え方は。

市政を支える組織体制について伺います。

藤沢市においては、正規職員や臨時職員、非常勤職員、再任用職員、そして任期付職員など、多様な任用形態の職員を活用する中で、様々な施策を展開しています。

パートタイム労働法が改正され、「正社員と同じ内容の仕事をしている場合は、パート労働を理由として待遇に差別をつけてはならない」とされました。

藤沢市でもこれまで、非正規職員の処遇については、事実上の雇い止めの改善、通勤手当の実費弁償など、パート労働法や改正労働契約法の趣旨に沿って一定の改善が図られており、評価をするところです。

しかし、一時金等の不支給、雇用更新時において空白期間があること、定期昇給がないなど、パート労働法などの趣旨に沿った改善がなされていない部分も散見されます。

施政方針で示された施策、総合指針で示された重要事業を効率的・効果的に進めていくためには、全ての職員が、モチベーションを高めて業務を遂行する必要があることから、先ほど指摘させていただいた部分の改善を図る必要があると考えます。

労働法制の趣旨に沿った非正規労働者の働き方、処遇改善について、市のお考えを伺います。

藤沢市としての障がい者雇用の方針は。

今年の1月20日、政府が国連に「障害者権利条約」の批准書類を提出したことにより、日本もようやく「障がいの有無にかかわらず、共に暮らす」ことを社会の基本とすることが確定しました。

「障害者権利条約」は、障がい者を「福祉の対象」から「権利の主体」へと変えていくことを求めています。

そのためには、障がい者も「共に働く」環境整備が重要な課題です。

昨年4月から、障がい者の法定雇用率が市役所の場合、2.1%から2.3%に引き上げられました。しかし、藤沢市の場合、いまだこの雇用率は満たされていません。

昨年、「リサイクルプラザ藤沢」において障がい者の雇用が行われましたが、市全体として今後、障がい者雇用をどうしていくか、方針を定めて計画的に実施していく必要があります。

現在、「各課から、障がい者が担える業務としてどのような業務があるかを聞き取り、集約している」とのことですが、現在、市の業務は多様な任用形態の活用により行なわれています。

任用形態別に責任と役割を定めているわけですから、その多様な任用形態の一つとして、障がい者が担う業務を位置付けることも検討して良いのではないのでしょうか。

外注している業務も含めて、市の業務全体を精査・集約する中で、特例子会社のようなものを設置することも検討するべきと考えますが、市の見解を伺います。

また、市の役割は、市役所自身が障がい者雇用を進めることだけでなく、市全体の障がい者雇用を促進することでもあります。

このことにかかわって、市の果たす役割についてはどのようにお考えでしょうか。

平和・人権政策について、どのように政策展開するか。

人権政策についてうかがいます。

昨年、藤沢でも戸籍謄本などの不正取得事件が起きていたことを、私たちの会派の脇礼子議員が指摘させていただきました。

藤沢市が神奈川県下の先陣をきり、本人通知制度を導入してくださったことは、画期的なこととして評価させていただきます。

この不正取得事件は、藤沢の市民が差別の標的にされた、というだけでなく、それを依頼した者がいた、ということでもあります。おそらくは結婚差別や就職差別などを企図した請求でしょう。藤沢でも、まだこんな意識が残っていたことに、慄然とせざるを得ませ

ん。

藤沢市自身も、かつて藤沢高等看護学院が入学選考に際して、本籍地などを除外した「統一応募用紙」に対する無理解から、「まだ部落差別などあるのか」「こんな用紙はおかしくないのか」などという問題発言を行った過去を持っています。

これらの事実から学ぶべきことは、「一見、差別が浮上していないように思える地域であっても、つねに人権問題についてきちんとした認識をつちかっておかなければならない」ということです。

「いじめ」の問題も、けっして子どもだけの問題ではありません。大人の社会に存在する差別意識や、さまざまな矛盾が子どもたちに投影されたものです。

最近では、あらたな課題としてセクシュアル・マイノリティ（LGBT）や、HIV／AIDS陽性者の方たちへの偏見の除去や、障害者差別解消法の成立にともなう障害者差別の克服も、大きな課題となっています。

これらの偏見を除去し、差別を許さないまちづくりのためには、市の人権啓発活動がいっそう重要です。

今後藤沢市として、人権啓発をどのように進めていくか、うかがいます。

また平和政策ですが、施政方針では、「非核宣言自治体協議会設立30周年記念大会」を開催する、とされています。ぜひ、大会の成功を期したいと思います。

核の問題は、けっして過去の問題でも、広島や長崎だけの問題でもありません。

藤沢にも、被爆二世、三世の方たちが住んでいらっしゃいます。また、丸木俊・位里ご夫妻による連作「原爆の囃」の筆が最初にとられたのは、片瀬にあったご夫妻のアトリエです。

平和政策の今後の展開についてもうかがいます。

## （要旨2）安全・安心について

つぎに、施政方針に掲げる重点的なたりくみにかかわって、5つの「まちづくりテーマ」にそってうかがいます。

### 湘洋中学校の津波避難施設の今後の検討について

地震や津波、風水害など自然災害への対策や、消防・救急、防犯対策は、市民のみなさんの生命と財産を守る上でもっとも重要な課題です。

中でも東日本大震災の教訓をふまえたとき、想定される巨大津波に対する対策は急務といえます。

特に湘洋中学校については、校舎に避難可能な屋上がないため、10メートルにも及ぶとされる最大級の津波に対応できないのではないかと、懸念されていました。

昨年、湘洋中学校の保護者や周辺自治会のみなさんを中心に、抜本的な対策を求める25000筆もの署名が集まったことは、まさにこうした危機感のあらわれだったと言えると思います。

もちろん、市長をはじめ理事者のみなさんも、かねてより対応を検討されていたところ

ですが、校舎への外階段の設置に引き続き、新規の避難施設の建設について保護者や地域のみなさんとも話し合いを重ねつつ、迅速なご検討を要望します。

この避難施設についての考え方と、今後の建設スケジュールについて、うかがいます。

海岸線の津波避難対策について、総合的な方針について。

また、海岸沿いの南部地区全体を見通した津波避難対策についても、総合的な方針をうかがいます。

さらに、自然災害にはつねに「想定外」があり得る、ということは今日の防災の基本的な姿勢だと考えます。

昨年暮れに内閣府が公表した「藤沢で最大17mの高さの津波が予想される」との報告で、さらに不安を感じていらっしゃる市民のみなさんも少なくありません。

このことについての本市の対応についてお聞かせください。

要援護者支援の現状と今後の課題は。

阪神淡路大震災において、亡くなられた方の6割以上は高齢者や障がい者だった、と言われます。東日本大震災においても、障がい者の死亡率は健常者の4倍にのぼったとの報告もあります。

こうした要援護者の支援について、藤沢市がこの間積極的に取り組んでこられたことについて評価したいと思いますが、要援護者支援の体制や要援護者名簿の作成などの現状と、今後の課題についてうかがいます。

### (3) 産業・経済について

つづいて「産業・経済」についてうかがいます。

仮称「新南北軸線」の整備、総合的な交通体系の今後について

まず、市内の総合的な交通体系の整備にかかわる、「新南北軸線」の構想についてうかがいます。

わが会派は、「いずみの線延伸」については必ずしも簡単な事業ではなく、リスクも伴うものだという事を指摘してきました。

現状では本格的な鉄軌道の建設に先駆けて、大庭地区を経由するBRT、ガイドウェイバスの導入を本格的に検討するべきと考えます。

大庭地区の空洞化を食い止めることは藤沢市の発展を止めないためにも大変重要ですし、これが先行しなければ西北部の開発も進まず、需要の熟さない相鉄いずみ野線延伸は実現しないからです。

そして、この整備により、事実上新南北軸線の整備とすることができるはずで、ご見解をうかがいます。

男女がともに働き続けることができるための条件整備について（障がいのある子どもの

児童クラブへの受け入れについて)

つぎに障がいのある子どもの児童クラブへの受け入れについて、うかがいます。

一昨年、私たちはある若いご両親から、たいへん重要な問題提起をいただきました。

このご夫婦には、少し重い障がいのあるお子さんが生まれました。しかし、今までは共働きのご家庭に障がいのある子どもが生まれた場合、多くは母親が仕事を辞めてその子の介助や、学校へ送迎などにあたってきたのが現実でした。

でも、できればお母さんも、フルタイムで働きたい。そのためには、児童クラブに障害のある子どもも受け入れてほしい。そんな願いでした。

このご両親の訴えの背後には、おそらく埋もれていたたくさんのニーズがあったのではないのでしょうか。それが、母親が仕事を辞めることによって、見えなくなっていただけではなかったのでしょうか。

共働きの場合ですらこうなのですから、一人親家庭であれば、生活保護以外なくなってしまう。

児童クラブについては、条例化に向けての検討や、ニーズ調査も進められています。私たちは、これ以上の先送りはあってはならないと考えます。

障がいのある子どもの児童クラブへの受け入れについて、ぜひ一歩前進させていただきたいと強く願いますが、見解をうかがいます。

ワーク・ライフ・バランスについて、市の役割をどのように考えるか。

かつて週休二日制が日本でも始まったとき、その理念は「会社と、寝るための家庭との往復」だけの生活から、ゆたかな暮らしを生み出すことが、ゆたかな働きにもつながり、そしてそのことが新しい地域参加にもつながるのだ、というトライアングルの発想だったはずでした。

けっして「ワーク」と「ライフ」だけの問題ではありません。この実現は、鈴木市長の掲げる「藤沢の地域づくり」にもかかわる、重要なとりくみだと考えます。

この推進について、うかがいます。

#### (4) 歴史・文化について

つづいて、鈴木市長の重点施策のひとつでもある、「歴史・文化」政策についてうかがいます。

今後の文化施設整備や、文化活動の支援について、どのように考えるか。

「まち」の魅力とは、どこから生まれるのでしょうか。それは単に物質的な「豊かさ」だけから生まれるものではありません。そこに心の「豊かさ」が裏付けられて、はじめて本当の魅力が生まれるのではないのでしょうか。

その意味では、市長の進めようとされている歴史・文化政策は、非常に重要なものと考えます。

もちろん、多くの破綻例を目の当たりにしてきた、コストをむししたような過大な「施

設」の建設を求めているわけではありません。

バランスに留意しつつ、藤沢の豊かな魅力をあらたにつくりだしていくための今後の文化施設整備、ならびに文化活動の支援についてのお考えをうかがいます。

藤沢の「博物館構想」や、歴史的建造物の保存について。

先般の藤沢高校跡地の取得断念は、藤沢にミュージアムの建設を求めてとりくんでこられた市民のみなさんに、少なからぬ失望をもたらしたことは事実です。

しかし、この点は確認させていただきたいのですが、総合的な博物館の建設はないとしても、市民の共有財産である歴史的資料の公開・展示など、形は違うもののそれに変わる何らかの方策は検討されるべきではないのでしょうか。

また、旧藤沢宿跡地などに点在する歴史的建造物の保存や支援も、急を要する課題です。これらについて、お考えをうかがいます。

#### (5) 子ども・子育てについて

「いじめ対策」は支援教育の理念の下、「子どもの人権を守る」視点の総合的なものであるべき。市教委の考えは。また、市全体の人権啓発方針は。

滋賀県大津市で起きた「いじめ自殺」と、この問題に対する学校や教育委員会の対応への批判から、「いじめ」の問題が教育の大きな課題として浮上しました。

「いじめ」の問題は、何も大津事件がはじめてだったわけではありません。

山形マツト圧死事件、中野富士見中事件など、これまでも多くの子どもたちが耐え難い苦悩の中で、自ら死を選んできました。

それに対し、学校が必ずしも有効な対応を行ってきたとは言い難いことは、事実と言わざるを得ません。

ただ、この「いじめ」への対応のあり方については、子どもたちに直接向き合う現場からは、さまざまな声もあがっています。

単純に「いじめる側」と「いじめられる側」を二分し、「いじめる側」を厳罰に処せば解決する、というものではありません。

「いじめる側」の子どもたちも、様々な困難や辛さを抱えている場合も少なくありません。「いじめられる側」の子どもたちもまた、支援を必要とする「困りごとを抱えた子」なのです。

必要なことは、すべての子どもたちの思いや辛さに寄り添い、支え、子どもたち同士の関係をつなぎ直していくことではないでしょうか。

また、「いじめ」とはただ単に学校だけで起きている、子どもたちだけの問題ではありません。「いじめ」の背景には、しばしば大人社会に存在する差別や、さまざまな問題が存在します。大人たちや社会の問題が、子どもたちに投影されたものでもあるのです。

その意味では、藤沢市の「いじめ」問題へのとりくみは、吉田教育長の「支援教育」の理念のもと、「子どもの人権を守る」「子どもの笑顔をつくりだす」という視点に立った総合的なものであるべきと考えますが、お考えをうかがいます。



また、施政方針に掲げられた「（仮称）藤沢市いじめ防止条例」も、現象としての「いじめ」だけに特化されるのではなく、社会全体が子どもたちを人権侵害から守っていくためのもの、という視点に立った、藤沢らしい条例づくりこそが必要と考えますが、見解をうかがいます。

また、藤沢市全体の人権啓発方針についてもうかがいます。

障がい者基本法の改訂をふまえた、「共に学ぶ」教育の今後の方向性について

2011年の障害者基本法の改正は、日本の障がい者政策にとって画期的なものでした。これを受けて昨年9月、学校教育法施行令が改正され、いままで「障害児は原則として特別支援学校に就学する」とされていた規定が改められ、本人や保護者の意向が極力尊重されることとなりました。

「障害の有無にかかわらず、身近な地域で、共に学ぶ」ことが基本となり、誰と、どこで、どのように学ぶかは、障がい者自身が決めること、とされました。

これによって、藤沢でも従来であれば特別支援学校に入学していた重度や重複の障がいのある児童が、地域の小学校への入学を希望される傾向が顕著にあらわれています。

学校現場でも、さまざまなとまどいもあるとは思いますが、「共に学ぶ」教育の実現に向けて、積極的なとりくみを期待します。

ただその一方、医療的な介助を必要とするお子さんの増加や、過大規模の学校が少なくない藤沢の現実をふまえれば、一定の条件整備も欠かせません。

今後の「共に学ぶ」教育の方向性と、それを実現するにあたってのとりくみについて、お考えをうかがいます。

待機児解消に向けた基本的な考え方は。

「少子高齢化」どころか、「多子高齢化」の状況が続く藤沢にあって、学校の過大規模化とともに、保育園の不足、そして児童クラブのパンク状態の解消も喫緊の課題となっています。

「このままでは仕事を続けられない」という切実な声が、いまだにたくさん寄せられています。

藤沢市のこの間の積極的なとりくみは一定評価するところではありますが、あらためて待機児解消に向けた今後のとりくみと、子ども・子育て新制度に向けた方向性について、うかがいます。

## （6）健康・生きがいについて

つぎに、健康・生きがいについてうかがいます。

超高齢社会を迎える中で、施設整備だけではなく在宅医療、介護の充実が大事。特に在宅医療に関して、市の考え方を聞きたい。

国は2013年度を「在宅医療元年」と位置づけ、施設整備だけではなく、自宅で暮ら

し続けるための医療を推進しています。

2025年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、地域においては、疾病や要介護状態にある高齢者数が大きく増加することは避けられない状況となるわけですから、市は単に施設整備だけでなく、医療と介護の連携を考えたまちづくりや地域医療福祉を構築できるのか、が鍵になってくると思います。

先日、4月からの診療報酬の改定内容がまとまり、迫りくる「超高齢・多死社会」に備える見直しがいくつも盛り込まれたとの報道がありました。

それによれば、国が考える社会保障政策の一環は、「時々入院、ほぼ在宅」です。

長期入院患者を減らし、自宅や施設で暮らすことを基本に転換していく。つまり、医療と介護の連携で、多くの方が望む自宅での生活のサポートをしていく方向にしていこうとしています。

それには看護師、介護職不足などの人材の補強、あるいは患者側の意識の転換など、多くの課題を克服しなければなりません。行き先のない高齢者を増やさないために、医療機関から在宅へのスムーズな移行のためのシステムづくりを市がしっかりと行うことは喫緊の課題です。

そこで、在宅医療の推進について、特に、在宅医療と介護との密接な連携と推進への取り組みについて4点伺います。

まず、先の12月議会において、「在宅療養支援診療所の支援については、関係課による市内の連携体制づくりや医師会等と連携した人材育成事業を実施するとともに、県と連携した在宅療養支援診療所の実態把握に努める」との答弁がありました。その後どのような取り組みを行うのか、また、「在宅医療と介護の連携」を充実させるための取り組みについて、具体的にお聞かせください。

2点目は、第6期の介護保険事業計画について、です。

藤沢ならではの「地域包括ケアシステム」を構築していくためには、ケアマネジメントの強化を踏まえ、福祉基盤の整備など、2015年度からの第6期介護保険事業計画は大変重要であり、市町村の実力が評価されるものとなると思います。この事業計画において、医療と介護の連携の位置づけはどのようになるのか、伺います。

3点目ですが、地域包括ケアシステムの構築は、先進的な都市では、例えば、市内に「地域包括ケア推進担当」を設置したり、地域における医師や看護師など多様な職種との連携を積極的に行っている市もあります。それらは、地域を本気で考えた結果だと思えますが、そこでお伺いします。市の地域包括ケアシステムの構築についての現状と、市では何を課題として認識しているのか、また、今後の方向性について、お聞かせください。

4点目としては、2014年から高齢者保健福祉計画の改定では、地域包括ケアシステムの構築のため、医療機関から在宅へのスムーズな移行のために、例えば、訪問看護や小規模多機能型居宅介護事業所の整備など、包括的継続的なサービスの提供体制が必要と考えます。人の尊厳を守り、介護が必要な生活になっても、高齢者が住み慣れた地で安心して暮らせるためのシステムやサービス基盤の整備について、どのように考えて取り組んでいけるのか、お聞かせください。

自治体病院の本来のあり方について

一部の自治体病院では、経営形態の見直し等により、医師、看護師および医療スタッフが大幅に削減され、入院の制限や外来診療科の閉鎖など、地域を支える自治体病院としての役割を果たし得ない状況さえ見受けられます。

そこでおたずねしますが、「自治体病院の本来のあり方」と、「藤沢市民病院の果たすべき使命と役割」について、どのように考え、運営されているか、お聞かせください。

また、2014年度予算では、「市民病院再整備事業を引き続き進めていく」とのことですが、整備事業の目的についてあらためてお聞かせいただくとともに、今後の病院運営に向けたお考えについても、うかがいます。

**精神障がい者や「引きこもり」状態の方に対するアウトリーチ支援について。**

昨年、労働会館に「ユースワークふじさわ」が開設され、従来光のあたらなかった「引きこもり」状態などの「困難を抱えた」若者支援に一步踏み出したことは、たいへん評価されるべきことだと思います。

しかし、現実には家から出て、「ユースワークふじさわ」におもむくことさえ困難な人たちも少なくありません。

今年度、自殺対策の一環として訪問支援のとりくみが始まりましたが、これを一步進めて、心の病を抱えた人たちを対象としたアウトリーチ型の訪問支援にとりくむ必要があるのではないのでしょうか。

横浜市ではすでに、いくつかの区で試験的に「障害者後見的支援制度」が始まっています。市からの委託を受けた「安心サポーター」が家庭訪問を行い、本人や家族の困りごとを聞き取り、支援を行っていく制度です。

藤沢市においても、ぜひこの制度の導入に向けて検討を始めていただきたいと思います。いかかでしょうか。

**トータルサポートについて**

新市庁舎の建設とあわせて、各部・課の垣根を越えた横断的な市民対応の論議が始まっています。

ぜひ、この施策を積極的に進めていただきたいと思います。本来的には横軸だけでなく、ライフステージに添って乳幼児期、学齢期、青年期から高齢期まで、切れ目のない縦軸の支援を継続する「トータルサポート」が必要と考えます。

藤沢市でもすでに「こどもサポートファイル」のとりくみが始まっていますが、これをさらに、就労の支援や社会参加が課題となり、支援が必要となる青年期以降にもつなげていくことが重要ではないのでしょうか。

以上、さまざまな観点から基本的な方向性と重点施策について、うかがいました。

どうぞよろしくお願いいたします。